

## 特別徴収実施確認・開始誓約書

年　月　日  
所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者職氏名

チェック欄（該当する項目いずれか一つにチェックを入れてください。）

当事業所は、宮崎県内に事業所（支店または営業所等を含む。）がありません。

### 『領収証書の写しがある場合』

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。  
→ 記載要領3を参考に直近の領収証書の写しを貼付してください。

ここに、直近の領収証書の写しを貼付してください。  
(注 複数の市町村に納税している場合、貼付する領収証書は、最も納税者の多い市町村の領収証書のみで可)

### 『添付する領収証書の写しが無い場合等』

#### 《特別徴収実施確認》

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 記載要領4を参考に  
確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

#### 《特別徴収義務が無い場合》

当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。  
→ 記載要領5を参考に  
確認印を受けてください。

#### 《開始誓約書》

当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約いたします。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 記載要領6を参考に  
確認印を受けてください。

## 〈特別徴収実施確認・開始誓約書記載要領〉

### 1. (共通)

本書式は、入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために、特別徴収に係る領収証書の写しを添付するか市町村の確認印を受けて提出する書類です。

ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（総務省施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

なお、所定の領収証書の写しを添付することができない場合は、宮崎県内の各市町村の税務担当窓口で確認印を受けてください。

### 2. (宮崎県内に事業所がない) 場合

宮崎県内に事業所（支店又は営業所等を含む。）がない場合は、一番上の□にチェックを入れてください。

### 3. (領収証書の写しを貼付) の場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、市町村から発送される所定の様式で納付されている事業所については、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼付してください。なお、直近のいずれか1月分で構いません。

えびの市に居住する従業員が無く領収証書を貼付できない場合は、宮崎県内の主たる事務所所在地の領収証書の写しを貼り付けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する宮崎県内の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

なお、従業員が居住する全ての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

### 4. (貼付する領収証書の写しが無い) 場合

えびの市に居住する従業員が無く領収証書を貼付できない場合は、主たる事務所が所在する宮崎県内の市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する宮崎県内の市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

なお、従業員が居住する市町村全てから確認印を受ける必要はありません。

### 5. (特別徴収義務の無い事業所) の場合

全ての従業員に徴収すべき個人住民税が無い場合、特別徴収義務の無い事業所として証明することになります。この確認印については、宮崎県内の主たる事務所所在地の税務担当課で確認印を受けてください。

個人事業の方で特別徴収義務の無い事業所の確認を受ける場合は、市（町・村）の確認を受ける際、次の書類が必要です。

確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「○給料賃金の内訳」部分を確認します。

### 6. (開始誓約書) の場合

この誓約は、現在、特別徴収を実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間にあわない等の真にやむをえない場合に使用するものです。

えびの市税務課窓口で確認印を受けてください。

えびの市に居住する従業員が無い場合は、主たる事務所が所在する宮崎県内の市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する宮崎県内の市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

なお、従業員が居住する市町村全てから確認印を受ける必要はありません